

一疋くろかわらげ

一疋かげ

一疋あをさぎかすげ

一疋くろ
一疋あしげ
一疋をばなあしげ○下

〔儀式八〕五月五日節儀

大輔進就位丞一人騎馬率走馬而進大輔取牘奏親王以下及五位諸王四位諸臣以上姓名馬毛等其詞云其司乃其朝臣我其毛馬官親王詮還本位

〔塙囊抄〕馬ヲ一寸二寸ト云ハ何ト定ル事ゾ、凡ソ馬尺ト云ハ四尺ヲ定テ、其上ヲ一寸二寸三寸四寸五寸六寸七寸八寸ト云ハ八寸ニ餘ルヲバ長ニ餘ルト云長ニ餘ル大馬モ多キニヤ、生食ハ五尺二寸アリケル也、四尺ニ足ヌヲバ駒ト云、是曲尺ノ尺也、四尺ヲ一尺トスルニハ非ズ、四ノ音ヲ忌ム故ニ都テ尺ト云也、毛詩ノ注ニハ六尺以上ヲ曰馬又五尺以上曰駒云々、是ハ周ノ尺ナルベシ、周ノ一尺ハ曲尺ノ八寸二分トヤラン云ハ毛詩ノ六尺ハ日本ノ八寸ノ馬ニ當ル歟、五尺以上ヲ駒ト云ハ此方ノ尺ニ足ルマデヲ駒ト云也、ウルハシクハ曲尺ヲバマガリカ子ト云ベキヲ、略語ニカ子ト云也。

○按ズルニ馬尺ノ事ハ稱量部度篇丈尺寸條ニアリ、參看スベシ。

〔古今要覽稿禽獸〕骨度馬

凡馬のたけは四尺を定とす、されば四尺あるをば尺といひ、それより一寸高きをば壹寸といふ、二寸あるをば二寸といひ、三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸、九寸とかぞへ、その上をば五尺といふ、伊家馬方馬具其外記四尺の馬をばよのつねの馬とするがゆへに、是を小馬といひ、四尺五寸あるを中馬といひ、五尺を大馬といふ、醫馬穴功そのたけをはかるには、醫甲骨より前蹄の側地につく處までの寸をとり、四尺とも四尺五寸とも、その實寸にしたがひて稱するなり、たゞし四尺を定寸とするがゆへに、身内の度はみな四尺の馬にて定むることなり、たとへば醫甲骨より百會まで二尺百